

六、 家族との関係

1. 配偶者、子・孫への贈与と資金援助

(1) 贈与税（資料17頁参照）

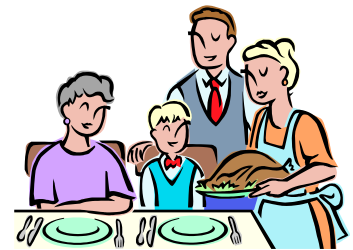
(2) 生前贈与

基礎控除 110 万円の活用

配偶者への居住用財産の贈与

婚姻期間が 20 年以上である配偶者から居住用財産の贈与を受けた場合、2,000 万円の配偶者控除

(3) 教育資金の一括贈与に係る非課税措置（資料 18 頁参照）



2. 遺産相続

(1) 相続人の範囲と順位

配偶者 → 子供 → 親等直系尊属 → 兄弟姉妹

(2) 相続割合

(ア) 配偶者と子供2人の場合：配偶者 $1/2$ 、子供A $1/4$ 、子供B $1/4$

(イ) 子供2人のみの場合：子供A $1/2$ 、子供B $1/2$

(ウ) 配偶者と父母の場合：配偶者 $2/3$ 、父 $1/6$ 、母 $1/6$

(エ) 配偶者と兄、妹の場合：配偶者 $3/4$ 、兄 $1/8$ 、妹 $1/8$

(3) 相続税（資料 19 頁参照）

3. 成年後見人制度

(1) 急速な勢いで進行する高齢化（資料 20 頁参照）

(2) 成年後見制度の利用状況（資料 21 頁参照）

	法定後見制度	任意後見制度
制度概要	本人の判断能力により、後見（旧禁治産）、補佐（旧準禁治産）、補助（新設）の3つの制度がある。申し立てにより家庭裁判所が成年後見人、保佐人、補助人を選任。	本人自身の将来の判断能力が十分でなくなった場合に備え、あらかじめ任意後見契約によって、後見人を選任しておく制度。この契約は、必ず公正証書によって行い、契約の効力は家庭裁判所によって任意後見人が選任された時から生ずる旨の特約が要件。
後見人の権限	本人のした行為を取り消すことができ、本人を代理して行為することができる。	任意後見人が選任された時点から、代理権を行使できるようになる。なお、同意権、取消権はない。